

2 消費者裁判手続特例法の概要

消費者庁消費者制度課

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(以下、特例法)が、2016年10月1日から施行されました。特例法では、内閣総理大臣が認定した「特定適格消費者団体」が消費者被害を集団的に回復するために、「被害回復裁判手続」というわが国に類例のない二段階型の訴訟を進行できるとしています。

被害回復裁判手続とは

被害回復裁判手続は、特定適格消費者団体が原告となり事業者を被告とし当該事業者に対多数の消費者に生じた財産的被害について共通する責任(以下、共通義務)があるか否かを審理する「共通義務確認訴訟」と、共通義務があることを前提として、個別の消費者との関係で当該事業者が具体的な金銭の支払い義務を負うか否かを判断する「対象債権の確定手続」との二段階型の訴訟構造となっています(図)。そして、対象債権の確定手続は、簡易迅速に債権の有無・額を確定させる「簡易確定手続」と、「異議後の訴訟」によって構成されています。個々の消費者は、簡易確定手続の段階から特定適格消費者団体に授權することにより裁判手続に参加することになります。

このように一段階目で事業者の責任を確定させ、二段階目で個別の債権額を確定させるという二段階型の訴訟になっているのは、事業者の責任が確定してからであれば消費者が手続に参加しやすいこと、責任の有無という共通する部分の審理をまとめて行うと審理の効率化が図られることなどにに基づきます。

共通義務確認訴訟(一段階目)

共通義務確認訴訟においては、例えば、事業者の勧誘行為が取り消すことができるものであり、事業者が消費者に対して不当利得返還義務を負うのか、または、事業者の行為が不法行為であり、事業者は消費者に対して損害賠償義務を負うのか、などが審理されます。そして、この共通義務確認訴訟の段階においては、個々の消費者は手続に関与せず、特定適格消費者団体と事業者との間で、上記の義務があるのか否かが争われます。

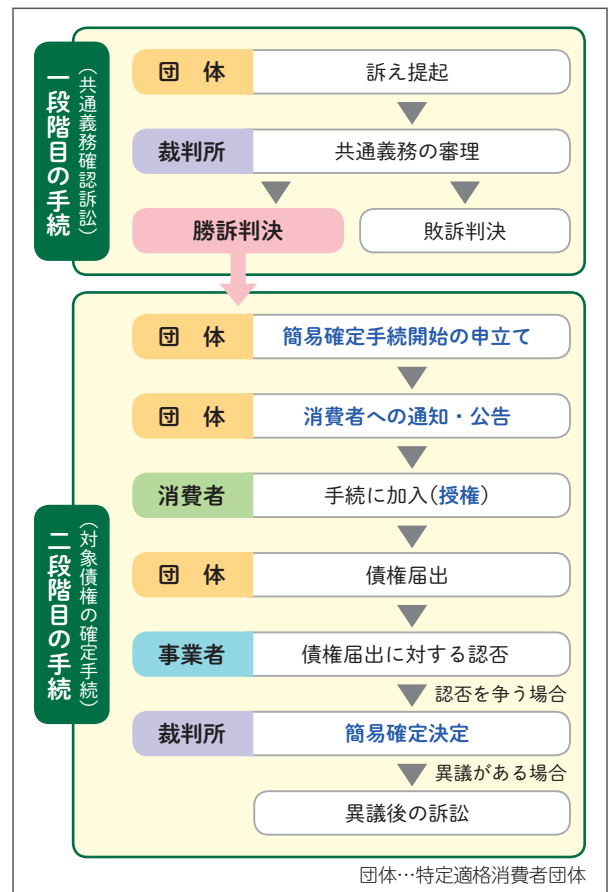


図 消費者裁判手続特例法による新訴訟制度の流れ

(「平成28年版 消費者白書」を参考に国民生活センター広報部作成)



共通義務確認訴訟の対象となるものには、被害回復裁判手続の特徴を踏まえて、①消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害に基づく一定の請求権であること、②共通する事実上および法律上の原因があること、③二段階目の手続で簡易迅速に判断できないものではないこと、といった要件を満たす必要があります。また、損害賠償を請求する場合は、生命・身体損害や慰謝料などは除外されています。なぜなら、これらは個別性が高いと考えられるからです。具体的には事業者が約款に基づき、不当に高額なキャンセル料を徴収しているような場合や、スキーム自体が違法な詐欺的商法を行っているような場合が対象になると考えられます。

なお、適格消費者団体による差止請求訴訟の場合、訴え提起前に書面による事前請求が必要になっています(消費者契約法41条1項)。一方、特定適格消費者団体による共通義務確認訴訟については、このような規律は設けられていません。しかし、事業者が自主的に被害回復措置を講じようとしている場合に共通義務確認訴訟を提起することは無意味となる可能性があるため、実際には何らかのかたちで事前交渉が行われることが多くなると考えられています。

共通義務確認訴訟において、特定適格消費者団体と事業者とは、共通義務の存否について裁判上の和解をすることができます(特例法10条)。もっとも、裁判上の和解をするためには、共通義務の存否に関するものである必要があります。共通義務について定めない裁判上の和解をすることはできません。また、この段階では、特定適格消費者団体は、個々の消費者から授權されているわけではないため、個々の消費者の権利を処分するような和解をしても、直ちには個々の消費者に影響が生じることはありません。

対象債権の確定手続(二段階目)

1. 簡易確定手続開始の申立て

簡易確定手続は、共通義務を認める判決が確定した場合、共通義務を認める裁判上の和解が成立した場合等に、特定適格消費者団体の申立てに基づき、裁判所が「簡易確定手続開始決定」をすることにより開始されます(特例法12条)。

特定適格消費者団体は、正当な理由がある場合を除いて、この申立てをする義務があります(特例法14条)。ここでいう正当な理由がある場合とは、簡易確定手続開始の申立てをする必要がない場合をいい、例えば、複数の特定適格消費者団体が簡易確定手続申立義務を負い、そのうちの1つの特定適格消費者団体の申立てにより簡易確定手続開始決定がなされている場合などが考えられます。なぜなら、簡易確定手続開始決定がなされた事件についてはさらに簡易確定手続開始の申立てが許されないからです(特例法23条)。

2. 消費者への通知・公告

簡易確定手続の開始後、対象となる消費者に参加を促すこととなります。その中心となるのは、特定適格消費者団体による、知れている対象消費者への個別の通知(特例法25条1項)および公告(特例法26条1項)です。特定適格消費者団体は、把握している対象消費者がいる場合には個別に通知を送り、広く一般の消費者に対してはウェブサイトなどを通じて公告を行います。

また、対象消費者に対する情報提供の実効性を確保するために、簡易確定手続開始決定があり、特定適格消費者団体の求めがあるときは、事業者は一定の事項を公表しなければならないとされており(特例法27条)、対象消費者の氏名・住所・連絡先といった一定の情報を特定適格消費者団体に開示しなければならないとされています(特例法28条)。



3. 団体への授権(手続への参加)

対象消費者が簡易確定手続に参加するためには、特定適格消費者団体に対し授権をし、特定適格消費者団体が債権届出をすることが必要になります。対象消費者が、特定適格消費者団体に授権をせずに自ら債権届出をすることはできません(特例法30条1項)。そのため、特定適格消費者団体は、やむを得ない理由があるときを除き、授権契約の締結を拒絶できないとされています(特例法33条1項)。ここでいう「やむを得ない理由があるとき」とは、具体的には、授権をするために必要な書類を提出しない場合や授権期間を過ぎた場合などを指します。

4. 裁判所への債権届出

債権届出は、裁判所に対し届出書を提出して行います(特例法30条2項)。

債権届出後、事業者が当該債権を認否します(特例法42条1項)。事業者は認否のために必要があるときは、特定適格消費者団体に対して証拠書類の送付を求められます。この証拠書類の送付は、あくまでも認否のために必要があるときに求めることができるものであって、機械的に一律に証拠書類の送付を求めるようなことは想定されていません。

そして、事業者が債権を全部認めた場合は、当該債権は確定し(特例法42条3項)、当該債権に関する「届出消費者表」の記載は、確定判決と同一の効力を有することになります(特例法42条5項)。

事業者が債権の全部または一部を否認した場合は、特定適格消費者団体が、授権をした者の意向を踏まえて、認否を争う旨の申出をするか否かを判断することになります(特例法43条1項)。認否を争う旨の申出をしないと、事業者の認否の限度で債権が確定し(特例法47条1項)、当該債権に関する届出消費者表の記載は確定判決と同一の効力を有することになります(特例法47条2項)。

〈認否を争う場合〉

認否を争う旨の申出があると、裁判所が債権の存否および金額を判断することになります(特例法44条1項)。これを「簡易確定決定」といいます。特定適格消費者団体は、認否を争う旨の申出をするかどうか判断するために必要があるときは、事業者に対し、証拠書類の送付を求めることができます。この証拠書類の送付も、認否を争う旨の申出をするかどうかを判断するために必要がある場合に求めることができるものであって、機械的に一律に証拠書類の送付を求めることは想定されていません。

なお、認否を争う旨の申出は書面で行う必要がありますが、その書面には、できる限り、予想される争点および当該争点に関連する重要な事実を記載し、かつ、予想される争点ごとに証拠を記載する必要があり、書証の写しを添付しなければならないとされています。これは、簡易確定決定に向けて、早期に争点等を明らかにして実質的審理に入ることができるようにするためです。

5. 簡易確定決定

簡易確定決定をする場合には、裁判所は、当事者双方を審尋する必要があります(特例法44条2項)、ここでいう当事者双方は特定適格消費者団体および事業者を指し、対象消費者に対する審尋は予定されていません。また、書面による審尋と、期日を開いてする審尋とがあり得ます。そして、簡易確定決定のための審理においては証拠調べを行うことができますが、迅速な判断を可能にするために、書証に限定されています(特例法45条1項)。

異議後の訴訟



簡易確定決定に対しては、特定適格消費者団体、事業者、対象消費者が、それぞれ異議を申し立てることができます(特例法46条1項)。異

議の申立てがあると、簡易確定決定は、原則としてその効力を失い(特例法46条5項)、異議後の訴訟に移行し、ほぼ通常の訴訟手続が実施されることとなります。

特定適格消費者団体が異議後の訴訟を迫るためには、対象消費者からの授権が必要ですが(特例法53条1項)、対象消費者は特定適格消費者団体に授権せずに自ら訴訟迫行することも可能です。そのため、特定適格消費者団体は、方針の不一致などの正当な理由があるときは、授権契約の締結を拒むことができます(特例法53条4項)。

異議後の訴訟において、共通義務確認訴訟において認められた共通義務の存否を改めて争うことができるか否かが問題となり得ますが、これを許されるとすると共通義務確認訴訟が無意味となってしまいます。共通義務確認訴訟の結果を前提として簡易確定手続が開始され、簡易確定手続の結果(簡易確定決定)に不服があるときに異議後の訴訟が開始されるという訴訟構造を採用していることからして、異議後の訴訟においては、共通義務確認訴訟において認められた共通義務の存否を改めて争うことができないと考えるべきです。

仮差押え

特定適格消費者団体は、取得する可能性がある債務名義に係る債権^{かか}の実現を保全するため、「仮差押命令の申立て」をすることができます(特例法56条1項)。この仮差押命令の申立ては民事保全法の規定に基づくものですが、通常の仮差押命令の申立てとは異なり申立ての時点で保全すべき具体的な債権を特定することが困難です。そこで、保全すべき権利については、対象債権および対象消費者の範囲並びに特定適格消費者団体が取得する可能性がある債務名義の総額を明らかにすれば足りるとされています(特

例法56条3項)。財産を散逸・隠匿させてしまう詐欺的な悪質事業者に対しては、この仮差押えを機能させることが重要だと考えられます。

特定適格消費者団体

被害回復裁判手続を迫ることができる消費者団体は「特定適格消費者団体」です。特定適格消費者団体は、適格消費者団体(2016年12月現在で全国に14団体)の中から、被害回復の手続を担うに適切な体制・業務規程・経理的基礎があることなどの要件を満たす団体が認定されます。

2016年10月に1つの適格消費者団体から特定適格消費者団体の認定申請があり、2016年12月～2017年1月頃に、認定・不認定の判定がなされる見込みです。

なお、特定適格消費者団体は、対象消費者から報酬・費用を受領することが予定されています。もっとも、特定適格消費者団体の報酬・費用が高額すぎると、消費者にとっては被害を回復する実益がなくなります。そこで、特定適格消費者団体の報酬・費用は、消費者の利益の擁護の見地から不当なものであってはならないという制約が設けられています(特例法65条4項第6号)。

濫訴の懸念

特例法が制定される過程において、濫訴^{らんそ}が懸念されました。しかし特例法は、濫訴が引き起こされないように制度設計されており、濫訴の心配はありません。まず、主体を内閣総理大臣が認定した特定適格消費者団体に限定し、この団体に行政監督をすることにしています。そして不当な目的のみだりに共通義務確認訴訟をすること等を禁じており(特例法75条2項)、その内容をガイドライン*で具体的に定めています。

* 「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」